

第 5 期 中 間 決 算 公 告

平成18年12月28日

埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号
株式会社 埼玉りそな銀行
代表取締役社長 川田 憲治

中間貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	441,986	預 金	8,629,009
コールローン	1,614,817	譲渡性預金	177,060
買入金銭債権	102,351	コールマネー	56,066
商品有価証券	25,156	借 用 金	214,200
有 価 証 券	1,308,975	外 国 為 替	470
貸 出 金	5,793,805	社 債	20,000
外 国 為 替	12,155	そ の 他 負 債	52,546
そ の 他 資 産	106,833	繰 延 税 金 負 債	13,909
有 形 固 定 資 産	59,229	支 払 承 諾	68,432
無 形 固 定 資 産	2,931	負 債 の 部 合 計	9,231,694
支 払 承 諾 見 返	68,432	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	33,776	資 本 金	70,000
		資 本 剰 余 金	100,000
		資 本 準 備 金	100,000
		利 益 剰 余 金	52,942
		利 益 準 備 金	20,012
		そ の 他 利 益 剰 余 金	32,929
		繰 越 利 益 剰 余 金	32,929
		株 主 資 本 合 計	222,942
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	48,475
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	212
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	48,262
		純 資 産 の 部 合 計	271,204
資 産 の 部 合 計	9,502,899	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,502,899

中間損益計算書 (平成18年 4月 1日から
平成18年 9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	94,144
資 金 運 用 収 益	66,246
(うち貸出金利息)	(56,255)
(うち有価証券利息配当金)	(7,299)
役 務 取 引 等 収 益	20,796
そ の 他 業 務 収 益	4,387
そ の 他 経 常 収 益	2,714
経 常 費 用	61,945
資 金 調 達 費 用	5,457
(うち預金利息)	(3,959)
役 務 取 引 等 費 用	8,356
そ の 他 業 務 費 用	5,824
営 業 経 費	33,483
そ の 他 経 常 費 用	8,823
経 常 利 益	32,198
特 別 利 益	2,873
特 別 損 失	209
税 引 前 中 間 純 利 益	34,862
法人税、住民税及び事業税	9,392
法 人 税 等 調 整 額	6,500
中 間 純 利 益	18,970

(中間貸借対照表注記)

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法) その他有価証券で時価のあるものうち株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定) 時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|----|--------|
| 建物 | 8年~50年 |
| 動産 | 2年~20年 |
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により実施しております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権、及び法的に経営破綻の事実が発生していないもの実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額を計上しております。
- また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)及び今後の管理に注意を要する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。
- なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要額を計上しております。
- 上記以外の債権については、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が実施した資産査定を、当該部署から独立した資産監査部署が監査し、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,710百万円であります。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。
- また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | その発生年度に一括して損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理 |
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。
12. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによるものであります。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは時価ヘッジを行っております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものであります。
14. 株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税子会社として連結納税制度を適用しております。
15. 有形固定資産の減価償却累計額 47,722百万円
16. 有形固定資産の圧縮記帳額 7,522百万円
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,169百万円、延滞債権額は51,665百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は7,180百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は34,520百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は95,535百万円であります。
- なお、17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は40,516百万円であります。
22. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- | | | |
|---------------|--------|------------|
| 担保に供している資産 | 有価証券 | 590,563百万円 |
| | 貸出金 | 23,314百万円 |
| 担保提供資産に対応する債務 | 預金 | 48,231百万円 |
| | コールマネー | 5,000百万円 |
| | 借入金 | 77,200百万円 |

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券130,925百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は139百万円、敷金保証金は3,464百万円であります。

23. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 137,000 百万円が含まれております。

24. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

25. 1株当たりの純資産額 71,369 円 59 銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これによる影響は軽微であります。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。27.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
地方債	136,994	136,086	907
合計	136,994	136,086	907

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	86,760	185,065	98,305
債券	863,408	853,695	9,713
国債	553,205	545,067	8,137
地方債	64,000	63,602	398
社債	246,202	245,024	1,177
その他	124,199	129,148	4,948
合計	1,074,368	1,167,908	93,540

なお、上記の評価差額から時価ヘッジによる損益計上分 12,301 百万円及び繰延税金負債 32,763 百万円を差し引いた額 48,475 百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

27. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場内国債券	63,075
非上場株式	5,510

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,290,644 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,279,784 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 従来、その他有価証券に区分される物価連動国債については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、前期末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は447百万円減少し、繰延税金負債は302百万円減少しており、税引前中間純利益は749百万円増加しております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	19,609 百万円
株式等償却否認	9,546
退職給付引当金	4,413
その他	11,004
繰延税金資産小計	44,573
評価性引当額	17,595
繰延税金資産合計	26,977
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	32,763
その他	8,123
繰延税金負債合計	40,887
繰延税金負債の純額	13,909 百万円

31. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は271,417百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

32. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は8.58%であります。

(中間損益計算書注記)

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 4,992円17銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,092百万円、貸出金償却3,509百万円を含んでおります。

5. 「特別利益」には、償却債権取立益2,872百万円を含んでおります。